

政令第 号

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日は、平成二十五年七月二十五日とする。

## 理由

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。